

第1種電気工事士免状の交付申請(試験合格者)においてよくあるお問合せ(FAQ)

	質問	回答
1	制度改正が行われる前に試験に合格し、実務経験年数が3年以上5年未満の場合であっても、免状の交付が受けられるか。	試験に合格した時期によらず、必要な実務経験年数が3年以上となりました(令和3年4月1日以降)。
2	これまで大学・高専の電気工学系卒の者が必要な実務経験年数は3年以上であったが、これは短縮されるのか。	令和3年4月1日以降、必要な実務経験年数が短縮されるのは、大学・高専の電気工学系卒以外の方です。 このため、大学・高専の電気工学系卒の方は、引き続き、3年以上の実務経験が必要です。
3	試験合格通知書を紛失してしまった場合の対応方法を教えて欲しい。	(一財)電気技術者試験センターのホームページから再発行の申込書をダウンロードし、同センターに再発行を依頼してください。 (一財)電気技術者試験センター(外部サイト) https://www.shiken.or.jp/
4	建設業許可を受けているみなし業者が実務経験を証明する場合、証明者の「電気工事業の登録等の番号」に記載する番号は、建設業許可の番号でよいのか。	建設業許可の番号ではなく、都道府県や国(経済産業省等)に電気工事業開始届を提出した際に、交付される受理通知書に記載の届出番号を書いてください。書類で確認できない場合は標識で確認してください。
5	試験合格通知書の住所と現住所が異なる場合、免状交付申請書類の提出先はどの自治体となりますか。	申請先は、免状交付申請書提出時点における住民票登録地の都道府県となります。なお、免状交付申請書には住民票上の住所をご記入ください。
6	試験に合格してからかなりの時間が経過しているが、免状を発行してもらえるか。	いつまでに申請しなければならないという申請期限はありません。
7	婚姻等により試験合格通知書と氏名が異なる場合、どうしたらよいか。	免状申請に必要な提出書類のほかに、戸籍抄本の原本も提出してください。
8	実務経験証明書に証明者の押印は必要か。	個人が電気工事の実務を証明して貰う際の証明者の押印は必要です。
9	実務経験証明書の証明者は、代表者でなければダメか。	実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしていますが、営業所長又は支店長等に実務経験の証明行為が委任され、委任状の提出があれば、その方でも差し支えありません。
10	一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか。	2以上の電気工事業者等が証明する書類で証明いただきます。

11	法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか。	認められます。
12	実務経験証明書の押印は社印や屋号印でもよいか。	社印や屋号印は不可です。法人の場合は、代表者印、個人の場合は、私印が必要です。
13	写真のサイズは、試験用の写真(45mm×35mm)を添付してよいか。	写真のサイズは、縦40mm×横30mmです。
14	手数料を収入証紙で支払う場合、収入印紙でもよいか。	収入印紙は収入証紙の代わりにすることはできません。
15	免状交付申請書に押印は必要か。	押印は不要です。